

道の駅「若狭おばま」指定管理者募集要項

1 要項の主旨

この要項は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体であって市長が指定するもの（以下、「指定管理者」という。）に道の駅「若狭おばま」の管理運営を行わせるに当たり、当該施設の指定管理者を募集するため、小浜市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年小浜市条例第28号。以下「手続条例」という。）及び同条例施行規則（平成17年小浜市規則第35号。以下「手続条例施行規則」という。）、小浜市道の駅の設置および管理に関する条例（平成22年小浜市条例第21号。以下「道の駅条例」という。）及び同条例施行規則（平成23年小浜市規則第1号。以下「道の駅条例施行規則」という。）等により、その実施に必要な事項を定めるものである。

2 目的

小浜市では、公の施設の管理と運営について、平成18年度から指定管理者制度を導入し、民間活力をもって市民サービスの向上と経費の削減に努めているところである。

道の駅「若狭おばま」は、地域情報の発信により市民と来訪者との交流を促進し、地域産業の振興に寄与することを目的としている。

また、指定管理者が施設の管理運営を行うことで、道路利用者の利便性の向上をはじめ、これらの目的を達成するため指定管理者を選定する。

3 施設の概要

- | | |
|-----------|---|
| (1) 施設名称 | 道の駅 若狭おばま |
| (2) 施設の位置 | 小浜市和久里24号45番2 |
| (3) 対象施設 | 駐車場 |
| | 【福井県整備】 |
| | 駐車場：3,800㎡ 小型車56台（うち身障者用2台）
大型車 7台 |
| | 【小浜市整備】 |
| | 駐車場：2,515㎡ 小型車101台（うち身障者用4台） |
| | 休憩施設 木造平屋建て |
| | 道路・観光情報提供施設 建築面積354.4㎡ |
| | トイレ 床面積275.8㎡ |
| | 屋外広場 |
| | バス停留施設：1,900㎡ |
| | 自噴井戸 |
| | レストラン：木造平屋建て |
| | 建築面積535.05㎡、床面積479.45㎡ |
- ※物販施設は指定管理の対象外。別紙平面図を参照

4 業務内容

指定管理者は、次の業務を行う。

(1) 道の駅条例に掲げる業務

- ア 道の駅の利用の許可に関する業務
- イ 道の駅の施設および設備の維持管理に関する業務
- ウ 道路利用者の利便性の向上に関する業務
- エ 農林水産物およびその加工品の販売に関する業務
- オ 地域特産品の展示、販売および飲食物の提供に関する業務
- カ 観光情報、地域情報の提供に関する業務
- キ イベントに関する業務
- ク 前各号に掲げるもののほか、道の駅の設置目的を達成するために必要な業務

(2) 自主事業

上記(1)のほか指定管理者は、市長の承認を得て、道の駅の設置目的に反しない範囲内で自主事業を行うことができる。

その他、業務内容の詳細については、道の駅「若狭おばま」指定管理者に係る業務仕様書（以下「仕様書」という。）参照。

5 指定期間

指定管理者が管理を行う期間は、令和9年4月1日から令和14年3月31日までとする。ただし、指定の期間内であっても、市長が指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めたとき、または、緊急に施設を使用する必要があるときは、その指定を取り消し、または期間を定めて管理の業務の全部もしくは一部を停止させることがある。

6 指定管理料

(1) 指定管理料は、事業計画書において提案のあった金額に基づき、小浜市と指定管理者で締結する年度協定において定めることとする。

(2) 小浜市が指定管理者に支払う年度ごとの指定管理料は下記の金額を上限とする。ただし、年度協定により別途定める場合はこの限りではない。

年間委託額 上限額	3, 820, 000円
総額（5年間）	19, 100, 000円

7 利用料金

- (1) 指定の期間中の毎年度（毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる年度をいう。以下同じ。）の利用料金は、指定管理者の収入とする。
- (2) 利用料金は、道の駅条例別表に掲げる額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。
- (3) 指定管理者業務に係る経費および収入の経理は、指定管理者の他の業務に係る経理と区分し、明確に管理すること。

8 開館時間および休館日

開館時間は、道の駅条例施行規則別表のとおりとする。なお、指定管理者が臨時に休館するときは、市長の承認が必要となる。

9 募集

応募する法人等は、以下申請書類を期間内に小浜市都市デザイン課まで提出すること。

(1) 募集期間および受付時間

募集期間	令和8年9月1日（火）から令和8年9月30日（水）まで
受付時間	午前8時30分から午後5時15分まで（土、日、祝日を除く）

10 申請資格

申請資格は、次に掲げる要件に該当する法人その他の団体（以下「法人等」という。）とする。

- (1) 小浜市内に事業所を有するもの。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（一般競争入札の参加者資格）の規定に該当しないもの。
- (3) 応募書類提出時点において、地方公共団体の一般競争入札の参加停止または指名競争入札の指名停止等の措置を受けていないもの。
- (4) 国税もしくは地方税または本市の徴収金を滞納していないもの。
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てまたは破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立てが行われていないもの。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団その他の道の駅の管理運営を行うのにふさわしくないもの。

1 1 申請書類

(1) 申請書類

申請者は、次の書類を提出すること。

ア 小浜市公の施設の指定管理者の指定申請書（手続条例施行規則第3条第1項）

イ 小浜市公の施設の事業計画書（手続条例施行規則第3条第2項）

ウ 公の施設の管理に係る収支計画書（手続条例施行規則第3条第3項）

エ 提供する飲食物のメニュー（案）に関する書類

※イ・ウ・エについて指定様式はありません。任意様式で作成してください

オ 添付書類

（ア）定款、寄付行為、規約またはこれらに類する書類

（イ）法人の場合、登記簿謄本または登記事項証明書・法人納税証明書・消費税納税証明書

（ウ）法人でない団体の場合、役員の氏名および住所を記載した書類

（エ）指定申請書を提出する日の属する事業年度の前事業年度における貸借対照表・損益計算書、その他財務の状況を明らかにすることができる書類

（オ）指定申請書を提出する日の属する事業年度の前事業年度における事業報告書、その業務の内容を明らかにすることができる書類

（カ）その他市長が必要と認める書類（応募者が法人以外の団体でこれらの書類が得られないときは、これに類する書類を提出すること。）

(2) 提出部数

正本1部、副本1部（副本の添付書類は複写可）

(3) 質問等

質問等がある場合は、別紙「質疑書」により、令和8年9月1日（火）から令和8年9月18日（金）までに都市デザイン課あてに電子メールまたはFAXで送付すること。後日メールまたはFAXで回答するので質疑書にメールアドレスまたはFAX番号を記入すること。

回答と合わせて、小浜市公式ホームページにおいて回答内容を掲載することとし、回答書については、この募集要項と一体のものとして、募集要項と同等の効力を有するものとする。

(4) その他

ア 提出書類は、原則としてA4版の縦型とする。

イ 提出書類は、理由の如何を問わず、返却しない。

ウ 提出後に申請内容の変更もしくは追加または申請を辞退する場合は、変更等

届出書（別紙様式）により届け出ること。

- エ 提出期限経過後の提出書類および申請内容の変更は不可とする。ただし、選定委員会の開催前において誤字を訂正するため、その他やむを得ない事情があると市長が認めたときは、変更をすることができるものとする。

この場合は、市が指示する期間までに変更を行うこと。

- オ 著作権の帰属

申請書類の著作権は、指定申請した法人等に帰属する。ただし、市は、選定結果の公表その他必要があると認めるときは、申請書類の内容を無償で使用するすることができるものとする。

- カ 第三者の権利の侵害

指定申請した法人等が、申請に当たって、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他法令に基づいて保護される権利を侵害し、または第三者に損害を与えたときは、その責任の一切を当該法人等が負うものとする。

- キ 関係法令の遵守

申請書類の作成に当たっては、関係法令を遵守すること。

- ク 追加書類の提出

市が必要と認める場合は、追加書類の提出を求める場合がある。

- ケ ヒアリングの実施

市が必要と認める場合は、ヒアリングを実施する場合がある。

- コ 資料の取扱い

市が提供する資料は、申請に係る検討以外の目的で使用することを禁ずる。また、この検討の目的の範囲内であっても、市の下承を得ることなく第三者に対してこれを使用させたり、または内容を提示したりすることを禁ずる。

1 2 指定管理者の候補者の選定、協定の締結等

（1）選定委員会による選考

公正かつ公平に指定管理者の候補者を選定するため、選定委員会を設置し、申請者の事業内容等を選考し、その審査結果を市長に具申する。

なお、指定管理者の候補者の選定は、書類審査（必要に応じてヒアリング）により行う。

（2）指定管理者の候補者の選定

選定委員会から意見の具申があったときは、市長はこれを勘案して、指定

管理者の候補者を選定する。

(3) 指定管理者の指定

指定管理者の候補者の選定後、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、指定管理者の候補者を指定管理者に指定する議案を市議会に付議し、その議決を受けたうえで、指定管理者を指定する。ただし、市議会の議決を経るまでの間に、指定管理者の候補者がこの募集要項に定める基本的事項に反したときなど、指定管理者に指定することが著しく不適當であると認められる事情が生じたときは、指定管理者の候補者の選定を取り消すことがある。

なお、上記ただし書に該当する場合および市議会が議案を否決した場合においても、指定管理者の候補者が施設の管理運営の準備のために支出した費用や事業計画書の作成等に要した費用については、市は一切補償しない。

(4) 協定の締結

市長と指定管理者との間で指定管理業務に関する協定を締結する。

(5) 選定の基準

手続条例第4条第1項各号に掲げる基準に照らして、審査を行う。

なお、審査における主な評価項目は、次のとおりとする。

- ア 事業計画書による公の施設の運営が住民の平等利用を確保することができるものであること。
- イ 事業計画書の内容が当該事業計画書に係る公の施設の効用を最大限に発揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- ウ 事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力および人的能力を有するものであること。
- エ 具体的な審査項目および配点については、別紙の審査項目および配点表のとおりとし、その得点に基づき、指定候補者を選定する。

13 選定結果の通知等

(1) 選定結果の通知

選定結果については、小浜市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則第5条の規定により、指定申請した法人に通知する。なお、審査の結果、該当者なしとする場合がある。

(2) 指定管理者の候補者の選定等の公表

指定管理者の候補者の選定後、申請の概況、選定した指定管理者の候補者名および審査内容の概要を公表する。

(3) 指定管理者の指定の通知

指定管理者を指定したときは、小浜市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則第7条の規定により、指定をした法人等に対しては「小浜市公の施設の指定管理者の指定通知書」により、指定をしなかった法人等に対しては「小浜市公の施設の指定管理者の不指定通知書」により通知する。

14 その他

(1) 指定の取消し等

指定管理者が、手続条例施行規則第13条第1項各号のいずれかに該当する場合は、その指定を取り消し、または期間を定めて管理の業務の全部もしくは一部の停止を命じることがある。

15 指定管理者の指定等のスケジュール

(1) 指定申請書の提出締切	令和8年9月30日(水)
(2) 選定委員会による選考	10月下旬
(3) 指定管理者の候補者の仮決定	選考日以降
(4) 指定に関する議案を上程	11月下旬
(5) 市長からの指定(議決後)	12月下旬
(6) 指定管理者と本協定締結	令和9年 3月下旬
(7) 指定管理者の管理業務の開始	4月1日

16 問い合わせ先

〒917-8585

小浜市大手町6番3号

小浜市 経済産業部 都市デザイン課 新幹線・計画グループ

電話 0770-64-6025 (都市デザイン課直通)

FAX 0770-52-1401

E-mail:tosiseibi@city.obama.fukui.j

別紙

※道の駅「若狭おばま」指定管理者募集要項に関する 「質疑書」

小浜市経済産業部都市デザイン課 行き

(FAX番号 0770-52-1401)

質 疑 書

令和 年 月 日

小浜市長 殿

団体名
代表者名

担当者名
(電話番号 :)
(FAX 番号 :)
(メールアドレス :)

質問事項	具体的な内容